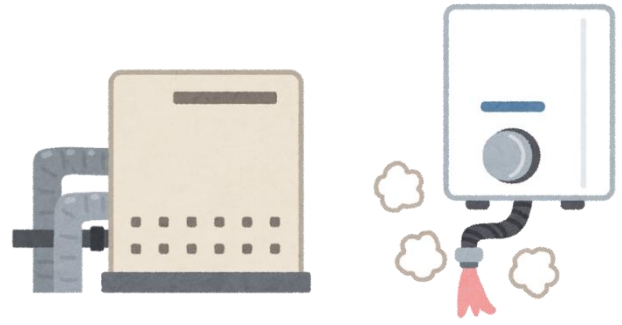


こんなところにとらぶるの芽 (No.62)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～



「長期使用製品安全点検制度」をご存じですか?

給湯器や浴室用電気乾燥機、ビルトイン式食器洗機などは、長期間毎日使う製品ですが、製造されてから何年経ったかご存じですか?気づいたら10年以上経過していた!ということがあるかもしれません。

これらの製品は、長期間使い続けると経年劣化が生じ、火災等の重大事故を引き起こす可能性が高いものとして「長期使用製品安全点検制度」の対象製品になっています。製品を長く安全に使うためにも、この制度をよく知って、賢く活用しましょう。

長期使用製品安全点検制度とは

平成21年4月に消費生活用製品安全法が一部改正され、「長期使用製品安全点検制度」が設けられました。この制度は、消費者自身による保守が難しく、長期間の使用に伴う経年劣化で重大事故を引き起こす可能性が高い製品について、製造・輸入した事業者（以下、「メーカー」という）が所有者に点検時期を通知して点検を促し、事故を未然に防止しようというものです。

対象製品(特定保守製品)

平成21年4月以降に製造・輸入された製品が対象

ガス機器	屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用・LPガス用)		屋内式ガスふろがま (都市ガス用・LPガス用)
石油機器	石油給湯機	石油ふろがま	密閉燃焼式石油温風暖房機
電気機器	ビルトイン式電気食器洗機		浴室用電気乾燥機

■消費者(所有者)は、何をすればいいの?

(1)所有者情報の登録

メーカーから点検時期の通知を貰うためには所有者登録が必要です。対象製品を購入すると、製品に所有者票が同梱されていますので、必要事項を記入して必ずメーカーに返送しましょう。製品の引き渡し時に、販売事業者から点検制度について説明がありますので、不明な点はそのときに確認するとよいでしょう。

メーカーは、製造年月や点検期間等の情報を、製品に表示することが義務づけられています。製造年月など分からないときは製品本体を確認してみましょう。(右図参照)

「特定保守製品」

- 特定製造事業者等名:株式会社〇〇〇
- 製造年月:20XX年X月
- 製造番号:XXXX-XXXXXX
- 設計標準使用期間: X年
- 点検期間:20XX年X月~20XX年X月
- 問合せ先:お客様相談センター 0120-XX-XXXX

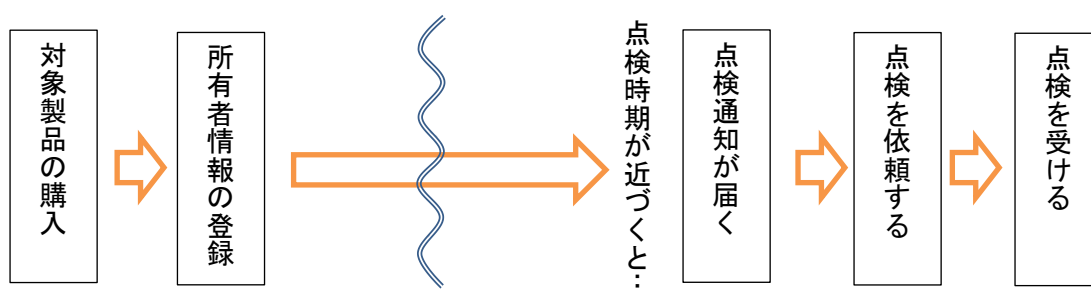
表示の例

(2) 点検を受ける(有料)

点検時期になるとメーカーから点検通知が届きます。

点検時期は、設計標準使用期間*をもとに決められますが、家庭用製品の場合(製品の種類やメーカーにもよりますが)、製造年月から8年~11年程度で点検時期を迎えるものが多いようです。点検時期まで期間が長い為、所有者登録をして点検通知を貰えるようにしておく、うっかり忘れることも防げます。

**設計標準使用期間…標準的な使用条件の下で使用した場合、安全上支障なく使用できる期間のことで、製品ごとに設定されるものです。製品の無償保証期間とは異なります。*



点検は有料になりますが、安全のために必ず点検を受けましょう。

点検時期によらず、運転中に異常な音がする、変なにおいがする等、「いつもと違う」と感じたら、すぐに使用を中止して、メーカーや販売店に相談しましょう。

点検制度の開始前(平成21年4月1日より前)に製造・輸入された対象製品も点検可能ですので、メーカーにお問合せください。

■点検詐欺に気をつけよう

この制度では、点検は、所有者がメーカーに依頼してから点検を実施することになっています。メーカーに連絡をしていないのに、突然点検にくることはありません。不審な訪問や電話などがあった場合は、メーカーまたは最寄りの消費生活センターへ問い合わせるようにしましょう。

「長期使用製品安全点検制度」関連の情報は下記ホームページでご覧になれます。

- ・「長期使用製品安全点検制度」をご存じですか?(東京くらしねっと 平成23年2月号)

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1102/signal.html>

- ・「長期使用製品安全点検制度」周知パンフレット(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/09_shouan_panfu.pdf